

今年度冬季賞与 1.8 ヲ月十一律 10 万円・12 月 4 日支給

2020 年 11 月 11 日、本年度第 2 回団体交渉が開催された。主たる交渉内容は今年度の冬季賞与である。冒頭で法人側から、「現状の定員充足率が 79.1%に達しており、組合ニュースを読ませていただいているが、何も意見することもない。」という主旨の発言があり、その後、次のような賞与の提案があった。「第 1 回団体交渉でも提案していたとおり、冬季賞与の支給率は、教員においては昨年同様 1.8 ヲ月。加えて、一律 10 万円の支給。今年度は昨年と同等の支給水準となる。」

今年度の国家公務員の支給率は 4.45 ヲ月であり、昨年度に比べて 0.05 ヲ月ダウンであると報道発表されている。特に旅行関係の会社においては、冬季賞与支給率が 0.5 ヲ月であるとこともある。あるいは冬季賞与がないところも見受けられる。世の中はこれほどまでにダメージを受けている。そのような中、本学の支給率は昨年と同等である。とても喜ばしいことである。法人側からは、留学生が 30 人ほど辞退しており、3000 万円ほどの減収の中での賞与支給率の提案であるとの説明もあった。

この状況において、昨年と同支給率の提案に反対する意見は全くなく、この提案を受け入れた。ここ数年間の賞与支給率の推移は次のようになる。

	夏季	冬季	合計
2017 年度	1.5 ヲ月	1.7 ヲ月＋人事考課 0～20 万円	3.2 ヲ月＋人事考課 0～20 万円
2018 年度	1.5 ヲ月	1.7 ヲ月十一律 10 万円	3.2 ヲ月十一律 10 万円
2019 年度	1.6 ヲ月	1.8 ヲ月十一律 10 万円	3.4 ヲ月十一律 10 万円
2020 年度	1.6 ヲ月	1.8 ヲ月十一律 10 万円	3.4 ヲ月十一律 10 万円

定員充足率の改善に向けて 3 つの改革

これまでの団体交渉あるいは三役交渉の場で、法人側は定員充足率の増加に伴い、賞与を増加させることを明言している。定員充足率は特に薬学部で低い。しかし、法人側は、薬学部教員を全く責めてはいない。むしろ、薬学部教員の日頃の努力と熱意のある学生教育に対し、感謝している。18 歳人口が少しずつ減っていることや学生の進学傾向を考えると、このまま受動的なスタンスで学生を受け入れていても良くないと判断しているよ

うである。そこで、3つの改革を挙げていた。詳細については各学部教授会において報告される予定であるが、その3つとは次のようなものである。「①薬学部の定員充足率を高めるため、募集人数を年々減少させること。②新たな学科を設立すること。③各学科の定員数を変更すること。」

本学の定員充足率の増加を求めるには、受験生の流れをしっかりとリサーチした上で、適切な募集人数と学科の設立が必要となる。新たな学科を設立するには、搭載教員の確保など高いハードルを乗り越えなければいけないが、今後の法人側の改革に期待したい。

役員報酬

「役員報酬が高すぎるのではないか」という意見が一部の教職員から出ていると法人側に伝えたところ、「理事には大きな損害賠償責任がかかっている」との回答だった。2020年4月1日より私立学校法が一部改正され、その中に役員の職務と責任の明確化も含まれている。参考までに該当部分を引用する。

役員は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、学校法人に対し、これによって生じた損害賠償する責任を負うものとする。 （第44条の2）

役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 （第44条の3）

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。 （第44条の4）

なお、現在の理事長報酬については、前理事長時代と比較すると30%減となっているとのことである。

組合へご意見をお寄せください！新入会員も募集中！

コロナ禍がまだまだ続いています。我々教員は、慣れない遠隔授業の実施やその準備に日夜追われています、この新しい講義様式の下、教育や研究に専念していかなければいけません。コロナ禍の収束により、留学生も増え、学生も充実した大学生活を送ることができます。本学が活気づけば、賞与支給率のアップにも繋がります。ワクチンの安定した供給がいつになるか不透明ですので、一人一人が行動に気を付け、今はじっと耐えるしか他に方法はないのですが、これが最も早く平常に戻る近道だとも思われます。

組合は、本学の健全化と発展に向け、法人側に意見を公式に伝え、やりがいのある職場環境をつくることをスローガンとしています。今回はコロナ禍の中、薬学部の教育の質を担保する上で RVES に代わる AV システムがいかに大切であるかを法人に訴えました。また、休日の試験監督に係る勤務時間の設定（試験の所要時間のみになっている）についても是正を求めました。意見交換は、法人側にとっても教員側にとっても大きなメリットになります。学部で抱える問題はありませんか。教職員の皆様の貴重なご意見こそ、北陸大学の発展に必要ですので、組合へご意見をお寄せください。

加えて、新規採用の先生方のみならず本学教職員の新入会員も随時募集しております。法人側に意見を伝えてみませんか。団体交渉の場で、法人側の考えや経営方針などを直に聞くことができるので、非常に意義があると思います。

お問い合わせ先

薬学キャンパス：荒川・東・高橋達雄・木藤

太陽が丘キャンパス：井上

北陸大学教職員組合ホームページ <http://www.hussu.jpn.org>